⑶　申請方法及び申請書の提出場所　申請書類の提出は、当機構独自審査申請及び事前確認手続き申請いずれの場合も持参又は郵送のみとし、次のところへ提出してください。なお、インターネットによる受付は行いません。

〒332―0012 埼玉県川口市本町４丁目１番８号　独立行政法人科学技術振興機構　経理部契約室契約調整担当　電話048―226―5617

⑷　当機構申請書の入手方法　申請には「当機構独自審査申請」及び「事前確認手続き申請」いずれの場合も、当機構の指定する申請書を利用してください。申請書は、インターネットにより独立行政法人科学技術振興機構のホームページにアクセスしダウンロードしてください（ＵＲＬは２⑸内にそれぞれ記載してあります）。

⑸　申請に必要な書類　「当機構独自審査申請」と「事前確認手続き申請」で必要となる申請書類が異なります。

当機構独自審査申請の場合　次の書類を揃えて前記２⑶記載の場所に持参又は郵送により提出してください。なお、公的機関が発行する書類については、受付日を含めた３ヶ月以内に発行されたものに限ります（写しでも可。なお、「写し」とは、原本書類と原寸大であり、かつ、内容が鮮明であるもののみを有効とします。以下同じ。）。

㈠　［建設工事の申請の場合］

①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
（http://choutatsu.jst.go.jp/html/announce/dokuji_k_25-26.html）

②　総合評定値通知書の写し（申請基準日が平成23年６月30日以降のもので、かつ、平成24年７月１日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。ただし、平成24年７月１日付けで改正される前の基準に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合を除く）

③　納税証明書　法人の場合は「その３―３」、個人の場合は「その３―２」（いずれも発行後３ヶ月以内のもの。鮮明であれば写し可）

④　委任状（行政書士等が申請する場合又は経常建設共同企業体の場合）正本のみ、写し不可

⑤　経常建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体の場合）

⑥　誓約書（経常建設共同企業体の場合）正本のみ、写し不可

⑦　官公需適格組合証明書の写し（官公需適格組合の場合）

⑧　役員名簿（官公需適格組合の場合）

⑨　組合員名簿（官公需適格組合の場合

⑩　審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書面（官公需適格組合の場合）

⑪　返信用封筒長形３号（宛先、担当者名等を明記し、切手を貼付したもの）

⑫　名刺（担当者の名刺）

㈡　［設計・コンサルティング業務の申請の場合］

①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（設計・コンサルティング業務）
（http://choutatsu.jst.go.jp/html/announce/dokuji_s_25-26.html）

②　登記事項証明書（個人の場合は、市区町村が発行する身分証明書。いずれも発行後３ヶ月以内のもの。鮮明であれば写し可）

③　業務に関し法律上必要とする資格の登録証明書の写し

④　財務諸表類　法人の場合は直前２年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人の場合はこれらに類する書類

⑤　納税証明書　法人の場合は「その３―３」、個人の場合は「その３―２」（いずれも発行後３ヶ月以内のもの。鮮明であれば写し可）

⑥　委任状（行政書士等が申請する場合）正本のみ、写し不可

⑦　返信用封筒長形３号（宛先、担当者名等を明記し、切手を貼付したもの）

⑧　名刺（担当者の名刺）

㈢　事前確認手続き申請の場合　文部科学省の資格を利用して当機構の認定を受けようとする者は、次の書類を揃えて前記２⑶記載の場所に持参又は郵送により提出してください。

「建設工事」

①　当機構の指定する「一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）」を使用しその全てを記載したもの
（http://choutatsu.jst.go.jp/html/announce/jizen_k_25-26.html）　３月上旬開設予定

②　平成25・26年度の文部科学省「競争参加資格認定通知書（写し）」なお、当機構の事前確認手続き申請に添付する競争参加資格認定通知書（写し）は最新のものを添付してください。

「設計・コンサルティング業務」

①　当機構の指定する「一般競争（指名競争）参加資格申請書（設計・コンサルティング業務）」を使用しその全てを記載したもの
（http://choutatsu.jst.go.jp/html/announce/jizen_s_25-26.html）　３月上旬開設予定

②　平成25・26年度の文部科学省「競争参加資格認定通知書（写し）」なお、当機構の事前確認手続き申請に添付する競争参加資格認定通知書（写し）は最新のものを添付してください。

⑹　外国事業者が申請する場合

㈠　申請書及び財務諸表は、日本語で作成してください。なお、その他の書類について外国語で記載されているものは、必ず日本語の訳文を付記又は添付してください。

㈡　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載してください。

㈢　資格審査の申請事務に関し、委任状に基づき日本国内の者に委任することができます。

⑺　申請書提出上の注意事項

㈠　申請書の金額に関する記載事項の基準日は、申請日の直前の営業年度の終了日となります。

㈡　当機構の審査方法は、「文部科学省の資格審査運用基準」に準拠しています。したがって申請書類の記載方法や注意事項のうち本公示に記載の無いものについては「文部科学省の競争参加資格審査申請書作成要領（平成25・26年度）」に準じます。

３　競争参加者の資格及びその審査

⑴　当機構独自審査申請をする者の資格審査は、文部科学省の競争参加資格審査運用基準に準じて行います。

⑵　事前確認手続き申請を行った者については、申請書類に添付された文部科学省「資格審査結果通知書」と同じ資格の種類と等級及び有効期間で当機構に登録となります。

４　資格審査結果の通知

等級の通知方法は、当機構が発行する「競争参加資格認定通知書」により申請者に通知（郵送）します。なお、事前確認手続き申請を行った者については、当機構における競争参加資格の有資格者としての登録を行うのみとし、当機構より競争参加資格通知書の発行は行いません。

５　受理できない申請書類又は資格を取消す場合について

下記事項に該当する者の申請書類は受理できません。また、資格を取得した後に下記事項に該当する事が判明した場合、当該資格を取消す事があります。

㈠　上述２⑸に掲げる申請書等に不備がある者

㈡　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

㈢　建設業法による経営事項審査を受けていない者（建設工事の申請のみ）

㈣　総合評定値（Ｐ）を申請し、通知を受けていない者（建設工事の申請のみ）

㈤　業務に関し法律上必要とする資格を有しない者（設計・コンサルティング業務の申請のみ）

㈥　次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む）

①　契約の履行に際し、故意に工事、製造若しくは役務の提供を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　競争に際し、不当に価格をせり上げ又はせり下げる目的をもって連合した者

③　競争加入を妨害し、又は落札者が契約を結ぶこと若しくは契約者が契約を履行することを妨害した者

④　監督又は検査に際し、職員の職務の執行を妨害した者

⑤　正当な理由がなくて契約手続又は契約を履行しなかった者

⑥　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑦　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）」に基づくところの暴力団、その構成員、準構成員、その関係者及び警察当局から排除要請がある者